

財団法人建材試験センター
試験体製作管理業務約款

(総 則)

- 第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第68条の26第3項による構造方法等の認定のための審査に必要な評価（以下「性能評価」という。）の申請者（以下「甲」という。）及び法第77条の56による指定性能評価機関である財団法人建材試験センター（以下「乙」という。）は、法及びこれに基づく命令を遵守し、この約款及び財団法人建材試験センター「性能評価業務 試験体製作管理業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 この契約は、甲が乙に試験体製作管理依頼書（以下「依頼書」という。）を提出し、乙が甲に承諾書を交付したとき、承諾書を発行した日をもって、締結がなされたものとする。ただし、乙が依頼書に承諾の証として受付印を押印し、その写しを甲に交付した場合は、乙の受付印が押印された依頼書の写しをもって承諾書に代えることができる。この場合の契約締結日は、乙が受付印を押印した日とする。
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって、規程に定められた業務（以下「業務」という。）を行う。
- 4 甲は、乙に対し、甲が規程第18条の規定に基づき算定し請求した額の手数料を、第3条に規定する支払期日までに支払わなければならない。また、規程第18条第3項ただし書きに基づき、甲の責により費用の差異が生じた場合には、差額を精算する。
- 5 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 6 乙が提出された書類のみでは業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類又は当該業務の対象の実物その他これに類するものの提出を請求した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に提出しなければならない。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、第1条第2項の契約締結の日から性能評価の試験を実施する日までとする。

(支払期日)

- 第3条 甲の支払期日は、請求の日から1か月を経過する日とする。

(乙の債務不履行責任)

第4条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(甲の債務不履行責任)

第5条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(試験体製作における甲の責任)

第6条 甲は、乙の求めに応じ、試験体製作等の業務過程（試験体製作を乙の責任で実施した場合に限る。）に、立ち会うこととする。

(試験体製作における乙の責任)

第7条 甲は、第4条の定めに係わらず、試験体製作等の業務過程（試験体製作を乙の責任で実施した場合に限る。）において、甲乙間の合意なしに試験体図面及び仕様と異なる加工（以下、「不適切な加工」という。）がなされていることが明らかになった場合、乙に対して、損害賠償を請求することができる。ただし、その不適切な加工が次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

- (1) 甲の提出図書等にあった過誤による記載、又は虚偽の記載があったこと、その他甲の責に帰すべき事由。
- (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
- (3) 試験体の製作に関し、予め、甲から乙に対して文書で注意事項を明示していなかったことによる過誤。
- (4) 試験体の製作に立ち会う等の注意義務を怠った場合。
- (5) 前各号のほか、乙の責に帰すことができない事由。

2 前項の請求は、業務完了の日から5年以内に行わなければならない。

3 甲は、試験体製作等の業務過程において、不適切な加工がなされたことを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を試験体完成の日から6か月以内に乙に通知しなければ、損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面を

もって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (2) 前号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が業務を終了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をすることでこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、手数料が既に支払われているときは、甲は、乙に対し、手数料から当該業務に要した費用を差し引いた額の返還を請求することができ、また当該手数料が未だ支払われていないときは、乙は、甲に対し、当該業務に要した費用の支払い請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払いを遅延したとき。
- (2) 甲が第1条第5項及び第6項並びに第6条に定める責務を怠ったとき、その他甲の責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の業務を遂行することができないとき。
- (3) 甲がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (4) 性能評価を継続できなくなったとき。
- (5) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、原則として、これを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。但し、甲乙同意の上で、試験体製作及び試験体の輸送の作業に当たった者に、甲が直接にその費用を精算する場合にあっては、乙は、試験体製作及び輸送に関する手数料の請求権を放棄するものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。但し、法律等に基づく開示請求があった場合には、それに応じることができる。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附 則 (建試第21-755号)

この約款は、平成22年 1月 1日より適用する。